

## (別添3) 地域再生推進法人の指定と地域住宅団地再生事業計画作成・公表手続(例)

### 地域再生推進法人の指定から地域住宅団地再生事業計画の作成・公表まで(例) 1

#### (必要に応じて) 指定のための準備

地方公共団体

- ① 地域再生推進法人の候補となりうる法人のリストアップ  
地域再生に意欲的に取り組んでおり、地方公共団体の補完的な立場として地域再生推進法人の指定の候補となりうる法人(特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社)を、必要に応じて、リストアップする。
- ② 地域再生推進法人の候補となりうる法人との事前調整  
リストアップした法人に、地域再生推進法人の制度等を必要に応じて周知し、申請に向けた事前調整を行う。
- ③ 指定等に係る事務取扱要綱の策定  
内閣府が作成している「〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」も参考に、地方公共団体の実情等を踏まえながら、各地方公共団体において事務取扱要綱を策定する。

#### 留意事項

- ✓ 地域再生推進法人の候補となりうる法人は、既存の法人だけでなく、指定を受けるために新たに設立された法人も含まれます。
- ✓ 地域再生推進法人に期待される役割としては、「より地域住民に近い立場でのコーディネーター役を果たす」「蓄積してきたコミュニティ再生などのノウハウを活かして地方公共団体の補完的な立場で地域再生を推進する」といったことが挙げられます。
- ✓ 地域再生推進法人の指定の前に、地域住宅団地再生事業計画の作成を地方公共団体においてすでに検討している場合には、あらかじめ、地域再生推進法人の指定を受けた後に担ってもらうこととする業務内容等について、協議等を実施することも考えられます。

#### I. 指定の申請

候補法人

##### ① 指定の申請

地域再生推進法人になろうとする法人が、地方公共団体の長に指定の申請を行う。  
申請にあたっては、地方公共団体が策定した要綱に従い、申請書のほか必要な書類を添付すること。

#### 留意事項

- ✓ 地域再生推進法人の指定を受けようとする法人が自ら指定の申請を行う場合だけでなく、地方公共団体が、官民共創による住宅団地再生を推進するべく、公募を通じて、地域再生推進法人の指定を受けようとする法人を募集する場合も考えられます。

### 地域再生推進法人の指定から地域住宅団地再生事業計画の作成・公表まで(例) 2

#### II. 審査

地方公共団体

##### ① 審査

地方公共団体の長は、申請のあった法人が地域再生法第20条に規定する業務を適正かつ確実に実行することができるかを審査する。審査基準として以下の内容を確認する必要があるが、この他にも各地方公共団体の状況に応じた内容を確認することが望ましい。

(ア) 地域再生法第19条第1項に規定する法人であること。  
(イ) 適切な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。  
(ウ) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

#### III. 指定

地方公共団体

##### ① 指定

申請のあった法人について審査基準を満たすと認めるとき、地方公共団体の長は、当該法人を地域再生推進法人として指定する。

##### ② 指定の通知

地方公共団体の長は、地域再生推進法人を指定したときは、地方公共団体が策定した要綱に従い、当該法人に指定の通知を行う。

##### ③ 指定の公示

地方公共団体の長は、地域再生推進法人を指定したときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。  
※ 当該推進法人は、名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方公共団体が策定した要綱に従い、地方公共団体の長に届出を行う。地方公共団体の長は、届出があったとき、当該届出に係る事項を公示する。

#### 留意事項

- ✓ 指定に際しての事前の議会の議決や事後の議会への報告の要否や、決裁や指定の公示に係る手続については、各地方公共団体の規則に従い、ご判断・ご対応いただくことになります。

## 地域再生推進法人の指定から地域住宅団地再生事業計画の作成・公表まで（例） 3

### IV. 地域住宅団地再生事業計画の素案作成・提案

地域再生推進法人

#### ① 地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の提案

地域再生推進法人は、業務として、地域住宅団地再生事業を行うこと又は地域住宅団地再生事業に参加することができるが、その業務を行うために必要な地域住宅団地再生事業計画の素案を添えて、地域再生法第5条第15項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

#### 留意事項

- ✓ 地域住宅団地再生事業計画の素案の内容としては、例えば、地域住民の意向を踏まえて、日用品等の購入が困難な住民に向けた買物支援のため、都市公園における定期的なマルシェの開催を盛り込んだものが想定されます。
- ✓ ただし、素案の内容は、認定地域再生計画(地域再生法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画)に基づくものでなければならない点に留意する必要があります。
- ✓ また、地域住宅団地再生事業計画の素案については、一律の様式等は定めていないため、地域の実情に応じて作成いただくこととなります。

### V. 提案に対する認定市町村の判断等

認定市町村

#### ① 提案に対する認定市町村の判断

認定市町村は、地域再生推進法人から提案が行われたときは、遅滞なく当該提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断する。

#### ② 地域住宅団地再生事業計画案の作成等 or 作成等をしない場合にとるべき措置

- 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の必要があると認めるときは、その案を作成する。
- 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした地域再生推進法人に通知する。

#### 留意事項

- ✓ 提案に対してどのような基準で判断するのかや具体的な事務手続をどのようにするかについては、各認定市町村において、地域の実情も踏まえながら決めていただくこととなります。

## 地域再生推進法人の指定から地域住宅団地再生事業計画作成・公表まで（例） 4

### VI. 地域再生協議会での協議

認定市町村

#### ① 地域再生協議会の構成員の選定

地域住宅団地再生事業計画の作成にあたっては地域再生協議会での協議が必要となること、認定市町村は、地域再生協議会の構成員を、作成しようとする地域住宅団地再生事業計画の記載内容に応じて選定する。

#### ② 地域再生協議会での地域住宅団地再生事業計画の協議

①で選定した構成員で構成された地域再生協議会を開催し、認定市町村が作成した地域住宅団地再生事業計画の案を基に、具体的な事業内容について協議を行う。

#### 留意事項

- ✓ 地域住宅団地再生事業は、必要とされるサービスや事業の種類が多岐にわたる複合的な事業であり、これを一体的に円滑に行うために関係者が一堂に会した協議会の場で協議を行うことで、迅速かつ整合的な合意形成を図ることが可能となります。
- ✓ また、認定市町村が作成しようとする地域住宅団地再生事業計画は、当該市町村が策定している都市計画、都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)、市町村高齢者居住安定確保計画等、及び地域公共交通計画と調和が保たれたものとなっているかご注意ください。

### VII. 地域住宅団地再生事業計画の公表

認定市町村

#### ① 地域住宅団地再生事業計画の公表

認定市町村が地域住宅団地再生事業計画を作成したときは、遅滞なく、当該認定市町村のホームページ等において公表しなければならない。

#### ② 地域住宅団地再生事業計画の公表の通知

地域住宅団地再生事業計画の作成にあたって、地域再生協議会で協議した構成員又は地域住宅団地再生事業計画に同意した関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知を行う。